

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示

- 保険薬剤師の登録
- 林業種苗法による講習会の開催
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- ”
- ”
- ”
- 土地改良事業の認可
- ”
- ”
- ”
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画法第六十六条による告示
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- ふぐ処理師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第千三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年 月 日
井 田 玲 子	鳥取第二六一号	昭和四十六年十二月七日

鳥取県告示第千四十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行なおうとす

る者

二 開催日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
昭和四十七年一月二十日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町 自治会館六号室

三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(千円)に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講の五日前までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具及び昼食

鳥取県告示第千四十一号

昭和四十六年十一月十二日付けで若土地改良区から申請のあつた土地改良(若土地区は場整備)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三ノ二 若土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十二号

昭和四十六年八月十八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(宮場地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十三号

昭和四十六年八月十八日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（東伯地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十四号

昭和四十六年十一月十五日付で北条町長から申請のあつた土地改良（北

条地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十五号

昭和四十六年十一月十五日付で福部村長から申請のあつた土地改良（細川地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十六号

羽合町長から申請のあつた町営土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十七号

東郷町長から申請のあつた町営土地改良（宮内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十八号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（本村上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十九号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（大阪の上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

保育所建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市松並町二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

鳥取県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画駐車場事業

一・新町駐車場

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地
事業地の所在
倉吉市新町三丁目

鳥取県告示第五十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県東部福祉事務所 鳥取市東町一丁目二二〇」を「鳥取県東部福祉事務所 鳥取市東町一丁目三一六」に改める。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和46年12月17日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和47年1月25日現在において年齢18歳以上で、食品衛生法施行令

<p>(昭和28年政令第229号) 第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚介類せり売り営業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している者</p> <p>(2) ふぐ調理師試験 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師である者</p> <p>2 受験手続</p> <p>(1) 願書の受付期間 昭和47年1月7日から昭和47年1月12日まで</p> <p>(2) 受験願書の提出先及び添付書類 受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。</p> <p>ア ふぐ処理師試験</p> <p>(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本</p> <p>(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内に撮影したもの)</p> <p>(ウ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書</p> <p>イ ふぐ調理師試験</p> <p>(イ) 履歴書</p> <p>(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内に撮影したもの)</p> <p>(ウ) 調理師免許証の写し</p> <p>3 試験期日</p>	<p>(1) 筆記試験 昭和47年1月25日午前10時から12時まで</p> <p>(2) 実地試験 昭和47年1月26日午前10時から(米子及び根雨保健所管内受験者) 昭和47年1月27日午前10時から(倉吉保健所管内受験者) 昭和47年1月28日午前10時から(鳥取、郡家及び浜村保健所管内受験者)</p> <p>4 試験場所</p> <p>(1) 筆記試験 鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁講堂 倉吉保健所管内の受験者 倉吉市巖城 倉吉保健所 米子及び根雨保健所管内の受験者 米子市西福原 米子保健所</p> <p>(2) 実地試験 鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者 鳥取市西町一丁目 鳥取家政高等学校 倉吉保健所管内の受験者 倉吉市巖城 倉吉保健所 米子及び根雨保健所管内の受験者 米子市錦町一丁目 鳥取県立米子西高等学校</p> <p>5 試験科目</p> <p>(1) ふぐ処理師試験</p>
---	--

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア 衛生関係法規（主として条例）

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地（毒性鑑別を含む。）

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合消印しないこと。

7 当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験 受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。